官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則第四条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件について（国家公安委二三）　一
○銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件（金融庁一八）　三
○我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準の一部を改正する告示
（財務・経済産業六）
○事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示（同七）
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一条第三項第五号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件
（厚生労働二一五）
○自動車産業の事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示
（経済産業六三）
〔その他告示〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務四二）　四
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項の規定による解散の届出があった件（同四三）　四
○道路に関する件
（四国地方整備局四五）　五
○道路に関する件（北海道開発局四一）　五
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所
〔皇室事項〕
諸事項
〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　七
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　八
〔公　告〕
官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　八
会社その他
会社その他　九

法規的告示

○国家公安委員会告示第二十三号

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和八年国家公安委員会規則第八号）第四条第二項第四号の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則の施行の日（令和八年六月一日）から適用する。

令和八年五月十二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第四条の規定による改正前の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第七条第一項に規定する通知カード

○金融庁告示第十八号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の四第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年五月十二日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
第五条　令第十七条の四第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限は、次の表の銀行代理業者の欄に掲げる銀行代理業者に係る同表の権限の欄に定める金融庁長官の権限とする。	
銀行代理業者	権限
［略］	令第十七条の四第一項第二号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる金融庁長官の権限
ソニー銀行株式会社 株式会社ＳＭＢＣ信託銀行 ［略］	

改正前	
第五条　［同上］	
銀行代理業者	権限
［同上］	［同上］
ソニー銀行株式会社 ［同上］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省・経済産業省告示第六号

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十一条の三十五の規定に基づき、令和七年財務省・経済産業省告示第五号（我が国産業の基盤強化に特に資することその他主務大臣が定める基準）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年五月十二日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正